※記載の文書が途中で途切れていないか確認すること。

<誓約書記載上の注意>

（この様式は経済産業省が作成したものであり、最終仕向国の最終需要者が記入するものである。）

様式2

供給者名(日本の輸出者名)
輸出名を記載

余白に自社ロゴ等は追加しない

様式名は消さない
様式は正しいか確認

最終用途誓約書

（経済産業省への提示を目的とするもの）

★英語表記で記載
★様式は変えないこと

第１節：関係者

(a)	輸出者名			
(b)	買主名			
(c)	買主の住所		(国名)	
(d)	荷受人名			
(e)	荷受人の住所		(国名)	
(f)	最終需要者名			
(g)	最終需要者の住所		(国名)	
(h)	貨物等の使用場所（(g)と異なる場合）		(国名)	

-申請内容と整合しているか
-スペルミスはないか
-所在地の国名はいれているか
（英語での記載が基本。中国語等の現地語も併記は可能ですが、英語が正規記載となります）

契約上の住所と実際の使用場所が違う場合、実際の使用場所を記載
（本社住所で契約し、別住所の工場で使用する等の場合）

第２節：貨物等（貨物、ソフトウェア、技術）

(a) 貨物等の説明　　(b) 数量／重量

貨物等名	例：製造者名 ／型，等級，種類，シリアルナンバー	数量／重量	単位

-申請内容と整合しているか

確認可能なものはすべて記載
-貨物とプログラムの同時申請時、プログラムの記載漏れ注意

どちらかの記載で可

最終需要者が当事者となる契約について記載

(c) 契約番号 ［　　］ 契約の署名日 ［　　］

第３節：誓約事項

使用目的等、提出書類との記載内容と整合的に

(a) 第２節で示した貨物等の用途は、［　　］です。

(b) 上記の貨物等及び／又はその複製は、大量破壊兵器の設計、製造及び／又は使用、すなわち、核兵器、化学兵器、生物兵器及びミサイルなどの大量破壊兵器の運搬システム又は核爆発活動又はIAEA保障措置が適用されない核燃料サイクル活動・重水製造には使用しません。また貨物等の使用は民生用途に限ります。

最終仕向地の国名に間違いはないか

(c) 上記の貨物等は第１節に記す最終需要者以外は使用せず、［(最終仕向国)］にとどまります／で費消されます。

輸出者名（提供者名）になっているか

(d) 我々(私)は、上記の貨物等を再輸出しません。なお、やむを得ず当該貨物等を再輸出する場合、経済産業省から義務を課された［(日本の輸出者名)］の書面による事前同意を得ます。

-設計製造技術が含まれる場合は手書きで ☐にチェック
（実行型プログラムの提供時はチェック不要）

(e) （上記の貨物等が技術を含む場合［(署名者による手書チェック)］はい）、当該技術を対外秘のものとして厳格に取扱います。

(f) 追加的な誓約事項等：

-この欄は、貨物によっては記載が必須のものがあるので確認のこと（この場合は様式が用意されているので要確認）
-それ以外は特段審査当局から指示のない場合は記載不要

(g) 上記の貨物等の所有権・使用権は、やむを得ない事情がある場合に限り、第三者が経済産業省の規定する誓約事項を受け入れる場合であって当該第三者が民生の事業活動を行っている場合にのみ、当該第三者／社に移転されるものとします。

「最終用途誓約書の注意事項」の内容を需要者等に説明し理解した旨の署名者自身による手書きチェック ☐

(h) ［(署名者による手書チェック)］我々(私)は経済産業省からの「最終用途誓約書に係る注意事項」の内容を説明され、確かに理解しました。

会社／組織の代表者又は権限委任された者の署名	
会社／組織名	
(ブロック体で) 署名者の名前	署名者の肩書き
日付	

代表者の署名があるか、代表者による署名でない場合は、代表者からの委任状が必要

会社名・組織名が記載されているか

肩書きが記載されているか

（注：別紙を使用する必要がある場合、それぞれにこの様式の署名者と同じ者の署名（太枠部分）を行うこと）

誓約書が複数枚に分かれる場合は全てのページに太枠部分を用意して署名をしてもらうこと

署名者の名前がブロック体で記載されているか

署名の日付は契約日以降になっているか